

写

平成22年(特ノ)第4号 特定調停申立事件

申立人 箕面都市開発株式会社

相手方 箕面市

主張書面(5)

平成22年11月11日

大阪地方裁判所 第10民事部 御中

申立人代理人

弁護士 宮崎 誠

弁護士 野上 昌樹

弁護士 古川 昌平

1 第三セクターとしての意義及び必要性等について

申立人としては、主張書面（1）及び主張書面（4）で主張してきたとおり、その実施してきた事業の意義は大きく、仮に破綻した場合の影響は計り知れないものであると認識している。

特に、次の二点について改めて、その公共的役割と今後の取組み姿勢について主張する。

(1) 箕面駅周辺地区の活性化に関する役割等

みのおサンプラザは、箕面駅前という良好な立地条件を最大限に活かし、地区の中核的施設として、地域の商業振興、地域の活性化に影響を与えてきた。箕面市内唯一の鉄軌道である阪急電鉄の拠点駅である箕面駅前周辺の活性化は相手方においても重要課題であるとの認識から、これまでも努力を重ねてきた。さらに、現在においても、相手方が箕面駅周辺地区の活性化を後押しするため、滝道から箕面駅周辺地区の交流人口の拡大や駅周辺商店街への観光客の回遊性向上の仕掛けづくり、駅周辺の施設整備に取り組んでいるところであるが、箕面駅周辺地区の活性化の拠点施設に位置づけられたみのおサンプラザの管理運営を担っている申立人は、自らが持つ「当該地区で蓄積してきたノウハウ」などを最大限活かし、相手方のまちづくりに関する政策と連携して、地域の活性化に取り組んでいくことを考えている。

(2) 箕面新都心地区の活性化に関する役割等

次に、相手方が平成30年度開通を目指している「北大阪急行線」の延伸に関連して、申立人は重要な役割を担う可能性があると考えている。

一点目は、終着駅となる予定の（仮称）新箕面駅が位置することとなる萱野中央地区の地権者で構成する「緑遊新都心株式会社」の事務一切を申立人が受託していることである。現在は当該エリアの大型ショッピングセンターの下支えを行い、地域の商業活性化に大きく寄与しているものと考えている。

二点目は、北大阪急行線に並行して走る国道423号（新御堂筋）の沿線上にほぼ位置している萱野地区の地権者で構成する「南山開発株式会社」の事務一切を申立人が受託していることである。当該地権者が所有する土地において大型ショッピングセンターの運営がなされているが、これも北大阪急行線の延伸計画に少なからず影響を及ぼすものと考えられる。

上記の二点について、地権者個々人の対応では大型ショッピングセンターとの契約成立は極めて困難であるところ、地域に根ざし、地域に精通

した公共性のある第三セクターとして、申立人が地権者一人ひとりとの粘り強い話し合いを繰り返した結果、地権者がひとつにまとまり、会社が組織されたことにより、はじめて大型ショッピングセンターとの契約成立に至ったものである。

これらの経緯と現在までの事業運営は、地域に根ざした第三セクターゆえになし得てきたものであり、今後においても、こうした経過に基づく各地権者等との信頼関係なしに成り立つものではなく、余人をもっては代えがたいものであると自負している。

今後、申立人としては、前述した北大阪急行線の延伸に伴い、当該地区を「箕面新都心」と位置づけ整備することによって経済活性化を図ろうとする相手方のまちづくり政策と連携する中でビジネスチャンスを捉え、安定経営に向けた収益拡大策とまちづくりの双方を実現する可能性があると考えており、全力をあげて取り組んでいく所存である。

上記のように、今後も公共的役割を担い、まちづくりに貢献していくためには、経営基盤の安定化が必要不可欠であることは言うまでもない。主張書面（４）で主張したとおり、相手方と協議・連携を図りながら再建計画の必達のために、引き続き、経営努力を重ねていく考えである。

以上